

下水道の経費

事業の実施に伴う各経費の負担

下水道の使用開始までにかかる費用

下水道の使用が始まると

個人が設置する施設

くみ取り式便所の水洗化
個人敷地内の排水設備

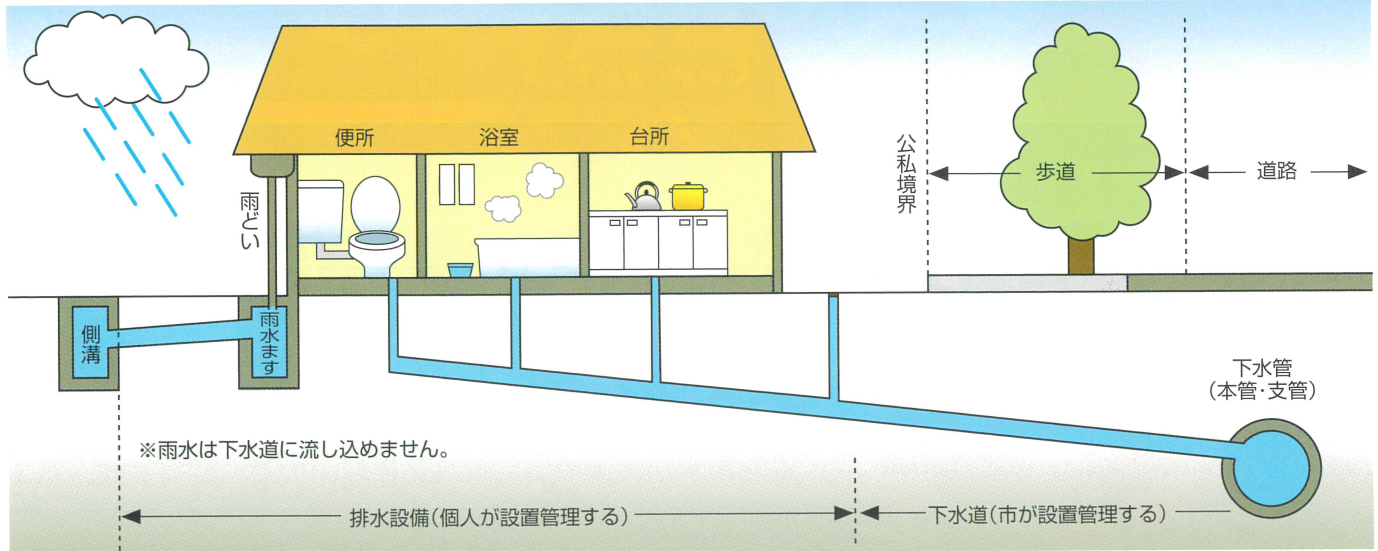
市が設置する施設の財源

受益者負担金
市 税
建設資金の借入金(企業債)
国からの補助金(国庫支出金)

維持管理費

使用料
市 税

※赤字は下水道事業に伴い個人に負担していただく費用。



下水道使用料

接続後の維持管理費として使用料で負担

下水道使用料は、使用水量(汚水)により、負担していただくもので、公共下水道管の清掃や、集められた汚水を下水処理センターできれいな水に処理するための維持管理費に使われます。使用水量(汚水)を基に、下記の料金表により算出した金額に、消費税を加算した金額が下水道使用料金になります。

種 別	区 分	汚 水 量	R7・8年度
一般汚水	基本料金	1か月につき	675円
		10mまで	90円
	従量料金 (1mlにつき)	10mを超え20mまで	95円
		20mを超え30mまで	99円
		30mを超え40mまで	104円
		40mを超え50mまで	114円
		50mを超え100mまで	119円
		100mを超える分	124円
公衆浴場 汚 水	基本料金	1か月につき	675円
	従量料金	1mlにつき	12円

※上記の料金表により計算しますが、下水道使用料は、水道料金と同じく2か月に一度のお支払いとなります。

今後の下水道使用料について

ご負担の軽減を図るため、段階的な改定を行っています。

種 別	区 分	汚 水 量	R9年度以降
一般汚水	基本料金	1か月につき	750円
		10mまで	100円
	従量料金 (1mlにつき)	10mを超え20mまで	105円
		20mを超え30mまで	110円
		30mを超え40mまで	115円
		40mを超え50mまで	120円
		50mを超え100mまで	125円
		100mを超える分	130円
公衆浴場 汚 水	基本料金	1か月につき	750円
	従量料金	1mlにつき	12円

●2か月分用料金早見表 (R7・8年度) (消費税抜き)

水量(m ³)	使用料金(円)	水量(m ³)	使用料金(円)	水量(m ³)	使用料金(円)
0	1,350	21	3,245	41	5,149
1	1,440	22	3,340	42	5,248
2	1,530	23	3,435	43	5,347
3	1,620	24	3,530	44	5,446
4	1,710	25	3,625	45	5,545
5	1,800	26	3,720	46	5,644
6	1,890	27	3,815	47	5,743
7	1,980	28	3,910	48	5,842
8	2,070	29	4,005	49	5,941
9	2,160	30	4,100	50	6,040
10	2,250	31	4,195	55	6,535
11	2,340	32	4,290	60	7,030
12	2,430	33	4,385	65	7,550
13	2,520	34	4,480	70	8,070
14	2,610	35	4,575	75	8,590
15	2,700	36	4,670	80	9,110
16	2,790	37	4,765	85	9,680
17	2,880	38	4,860	90	10,250
18	2,970	39	4,955	95	10,820
19	3,060	40	5,050	100	11,390
20	3,150				

※下水道使用料の算出例【2か月の使用水量が41m³で、消費税10%の場合】

①1月目20m³で算出(基本料金675円+従量料金900円+950円)×1.1(消費税10%)=2,777円

②2月目21m³で算出(基本料金675円+従量料金900円+99円)×1.1(消費税10%)=2,886円

下水道使用料金 (①+②)=5,663円

※端数が生じた場合1円未満切り捨て

使用者の皆様には、相応のご負担をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

下水道受益者負担金

事業の整備には皆さんの協力で負担

受益者負担金

●受益者負担金とは？

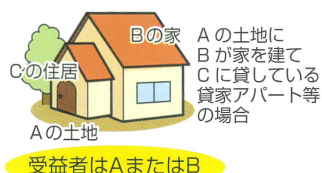
道路や公園のような公共施設は、利用者が不特定多数ですので、その建設費は市税や国の補助金などでまかなわれています。しかし下水道施設は整備地区の住民しか利用できません。また、下水道の整備によりその地区は、次のような利益を受けることになります。

- ①土地の利用価値が増す。②生活環境が良くなる。
- ③川や海がきれいになる。など

このように、利益を受ける「受益者」の皆さんに、建設費の一部を負担していただき、下水道の整備促進を図ろうとするものです。その土地の受益者負担金は **1 回限りの賦課** になります。

●受益者とは？

下水道が整備された地区内の、土地所有者が受益者となります。但しその土地に地上権、賃貸借による権利がある場合は、土地の所有者に代わり権利者が受益者となります。



●受益者の申告

土地所有者に申請書を送付し、受益者の申告をしていただきます。この申告は、土地の権利関係を確認するために必要なもので、申告をされなかった場合、土地台帳等の調査で認定することになります。

※受益者負担金の徴収猶予や減免に該当する場合は、その申請も合わせて行います。

●受益者の変更

受益者負担金の納期期間中に、土地の売り買いや権利関係の変更によって、受益者（納付義務者）が変わった場合には、速やかに「受益者変更届」を提出してください。提出後は、新しい受益者の方に負担金を納めていただくことになります。※土地の所有が変更になっても、この「受益者変更届」の提出がない限り前所有者が納付義務を負いますのでご注意ください。

受益者負担金の目安と納付方法

●受益者負担金の額

負担金は、土地（受益地）の面積に応じて算定されます。基準額は **1 ㎡当たり 400 円（坪当たり約 1,320 円）** です。（総額の 10 円未満切捨）

算定例	
200 ㎡（約 60 坪）の土地を所有している場合	$200 \text{ ㎡} \times 400 \text{ 円} = 80,000 \text{ 円}$ （負担金総額）

●受益者負担金の納付方法

納付の方法は受益者のご都合に合わせて

①分割納付（年 4 回× 5 年の合計 20 回納付）

②年一括納付（年 1 回× 5 年の合計 5 回納付）

③一括納付（1 回納付）の 3 種類があります。

申請書に基づき、3 種類の納付書のいずれかを 7 月中旬までに送付いたしますので、市内の金融機関で納期限までに納めてください。

●納期限

負担金を 5 年分割で 1 年分を 4 期に分けて、合計 20 回で納めていただきます。なお、納期限は毎年次の通りです。

第 1 期 / 7 月末日	第 2 期 / 9 月末日	第 3 期 / 11 月末日	第 4 期 / 1 月末日
---------------	---------------	----------------	---------------

●一括納付報奨金

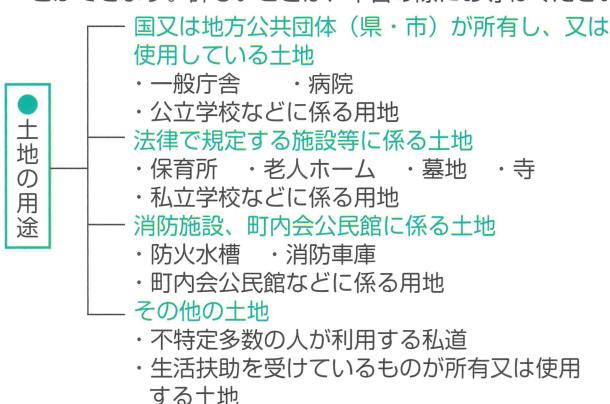
負担金は、5 年間に分割して納めていただきますが、5 年分を 1 度に又は 1 年分（4 期分）を単位として、**各年度の第 1 期に一括して**納めていただきますと、下表により一括納付報奨金が交付されます。

一括納付した納期数	交付率
4 期	4%
8 期	8%
12 期	12%
16 期	16%
20 期	20%

受益者負担金の減免・徴収猶予

●受益者負担金の減免があります

その土地の用途により、負担金の全部又は一部を減免することができます。詳しいことは、申告の際にお尋ねください。



●受益者負担金の徴収猶予

土地及び受益者の状況により、負担金を納めることが困難であると認められるときは、その程度により、一定期間負担金の徴収を猶予することができます。

詳しいことは、申告の際にお尋ねください。

●土地の状況

裁判で争っている土地
田、畑、山林などの土地

●受益者の状況

火災、風災害、盗難などの災害にあった場合
病気又は事故により、長期療養を必要とする場合

排水設備工事

排水設備設置で下水道を使用

排水設備は遅滞なく設置

公共下水道が供用された排水区域内の建物の所有者等は、遅滞なく、公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければなりません。

(下水道法第 10 条)

水洗便所改造は 3 年以内

公共下水道が完成し、お住まいの地域が処理区域内になりますと、くみ取り便所は公共下水道が使用できるようになった日から 3 年以内に水洗便所に改造しなければならないことが義務づけられています。

(下水道法第 11 条の 3)

指定工事店へ依頼し設置

- 排水設備は鹿屋市が指定している工事業者（指定工事店）でなければ設置することができません。
- 指定工事店が工事に関する工事申請手続き及び補助金対象であれば補助金申請手続き等を行います。
- 指定工事店については、市の配布する排水設備指定工事店一覧表で確認してください。

1. 指定工事店の選定

指定工事店を選定し工事の申込み（工事契約）をしていただきます。

2. 排水設備工事申請書の提出

指定工事店が工事内容に合わせて、申請書を作成し市へ提出します。

3. 工事着工

適正に工事を施工させるため市が内容を承認した後に工事着工します。

4. 完成・検査

工事が完成すると下水道課で検査し「検査済証」を玄関先等に貼付します。

排水設備工事補助金制度

補助対象者

下水道認可区域内の個人の住宅で、くみ取便所または浄化槽を廃止し、すべての生活排水を下水道へ接続するための排水設備を設置する方（新築は対象外・受益者負担金を滞納していないこと）

補助額

令和 5 年 4 月から

供用開始後から排水設備工事完了までの年数	3 年以内	4 年以降 ※令和 8 年 3 月 31 日までに排水設備等工事が完了
補助額	150,000 円	100,000 円

※供用開始…公共下水道工事が終了し、下水道へ接続できるようになった時。

※申請受付は予算の上限に達するまで

私道への公共下水道設置制度

市では、次の要件を備えた私道において、申請をしていただければ公費で下水管を設置します。

[要件]

1. 道路の形態（いずれかに該当する私道）
 - (1) 両端が公道に接続しているもの。
 - (2) 一端が公道に接続し、延長がおおむね 10 m 以上あり、利用筆数が 2 筆以上（土地の所有者が異なるものに限る。）であること。
2. 幅員がおおむね 1 m 以上であること。
3. 公共下水道供用開始後、速やかに排水設備及び水洗便所が設置されることが明らかであること。